

# これまでのリサイクル施策の経緯

---

1. 建設リサイクルに関する法体系等
2. 建設副産物における再資源化率等の推移
3. 建設リサイクル推進計画

# 1. 建設リサイクルに関する法体系等

---

# 建設リサイクルに関する法体系

環境基本法 (平成6年施行)

環境基本計画

循環型社会形成推進基本法 (平成13年施行)

循環型社会形成推進基本計画

社会の物質循環の確保 天然資源の消費の抑制 環境負荷の低減

資源有効利用促進法 (平成13年施行)

再生利用の推進

廃棄物処理法 (昭和46年施行)

廃棄物の適正処理

プラスチック資源循環法 (令和4年施行)

素材に着目した包括的な法制度

容器包装リサイクル法 (平成12年施行)

容器包装の市町村による分別収集  
／製造・利用者による再商品化

家電リサイクル法 (平成14年施行)

廃家電の小売店による引取／製造業者等による再商品化

建設リサイクル法 (平成14年施行)

対象建設工事の受注者による  
建築物等の分別解体等／特定建設資材の再資源化等

食品リサイクル法 (平成13年施行)

食品の製造・加工・販売業者による再生利用等

自動車リサイクル法 (平成17年施行)

自動車製造業者等によるエアバッグ・シュレッダー  
ダストの再資源化、フロン類の破壊

小型家電リサイクル法 (平成25年施行)

デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等  
の再資源化を促進

グリーン購入法 (平成13年施行)

国が率先して再生品などの調達を推進

個別物品の特性  
に応じた  
リサイクル

# 資源有効利用促進法(資源の有効な利用の促進に関する法律)

○資源有効利用促進法は、①事業者のリサイクル対策の強化、②省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制、③製品からの部品等の再使用により、循環型経済システムの構築を目指すことを目的に、H13施行。

○10業種・69品目に対して、事業者には3Rの取組を求めている。

## ■政令により業種・品目を指定

- ①特定省資源化業種(副産物の発生抑制等)
  - ・鉄鋼業, 紙・パルプ製造業, 自動車製造業等
- ②特定再利用業種(再生資源又は再生部品の利用)
  - ・建設業 土砂, コンクリート塊, アスファルト・コンクリート塊
  - ・紙製造業, ガラス容器製造業, 複写機製造業等
- ③指定省資源化製品(原材料等の合理化, 長期間使用促進等)
  - ・自動車, 家電製品, パソコン等
- ④指定再利用促進製品(再生資源又は再生部品の利用の促進)
  - ・自動車, パソコン, 模写機, 金属製家具等
- ⑤指定表示製品(分別回収の促進のための表示)
  - ・スチール缶, アルミ缶, PETボトル等
- ⑥指定再資源化製品(自主回収及び再資源化)
  - ・パソコン, 小形二次電池
- ⑦指定副産物(当該副産物の再生資源としての利用促進)
  - ・建設業 土砂, コンクリート塊, アスファルト・コンクリート塊, 木材
  - ・電気業 石炭灰

## ■省令における規定

- 再生資源省令
  - ・再生資源の利用の原則, 利用用途, 現場内でのリサイクル, 責任者の配置等
  - ・再生資源利用計画の作成対象工事
    1. 土砂 500m<sup>3</sup>以上
    2. 砕石 500トン以上
    3. 加熱アスファルト混合物 200トン以上

- 指定副産物省令
  - ・指定副産物の再生資源への利用促進の原則、利用促進における情報提供、再資源化施設への受入条件対応、責任者の配置等
  - ・再生資源利用促進計画の作成対象工事
    1. 建設発生土 500m<sup>3</sup>以上
    2. コンクリート塊  
アスファルト・コンクリート塊  
建設発生木材 } 200トン以上

再生資源の  
現場での利用

指定副産物の  
現場からの搬出

※建設発生土の計画制度の強化として、①計画作成規模の拡大や発注者への報告、工事現場への掲示、②搬出先の事前確認や搬出後の受領書による確認等、③最終搬出先までの確認を規定する改正を実施。

〔① R5.1.1施行, ② R5.5.26施行, ③ R6.6.1施行〕

※建設発生土の計画制度の強化として、政令で定める勧告・命令の対象事業者の年間施工金額50億円以上を25億円以上に引き下げ。〔R5.1.1施行〕

○建設リサイクル法は、特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずること等により、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図ることを目的にH14年施行。

○一定規模以上の工事に特定建設資材廃棄物の分別解体等・再資源化等を義務づけ。

## ■特定建設資材(4品目)【政令指定】

・現場で分別解体、再資源化等が義務づけられている資材

1. コンクリート
2. コンクリート及び鉄から成る建設資材
3. 木材\*
4. アスファルト・コンクリート

(特定建設資材とは)

・資源の有効な利用及び廃棄物の減量を図る上で特に必要なものであり、かつ、再資源化が経済性の面において制約が著しくないもの

※木材は、再資源化施設までの距離が遠い場合、経済性の面で制約があることより、再資源化に代えて縮減(焼却・脱水・圧縮等)することで足りる「指定建設資材廃棄物」として指定されている。

## ■対象建設工事(一定規模以上の工事)【政令指定】

・特定建設資材廃棄物の分別解体等及び再資源化等が義務づけられる工事の規模

1. 建築物解体 ⇒ 延床面積80m<sup>2</sup>以上
2. 建築物新築・増築 ⇒ 延床面積500m<sup>2</sup>以上
3. 建築物修繕・模様替等 ⇒ 請負代金1億円以上
4. その他工作物(土木工事等) ⇒ 請負代金500万円以上

(再資源化とは)

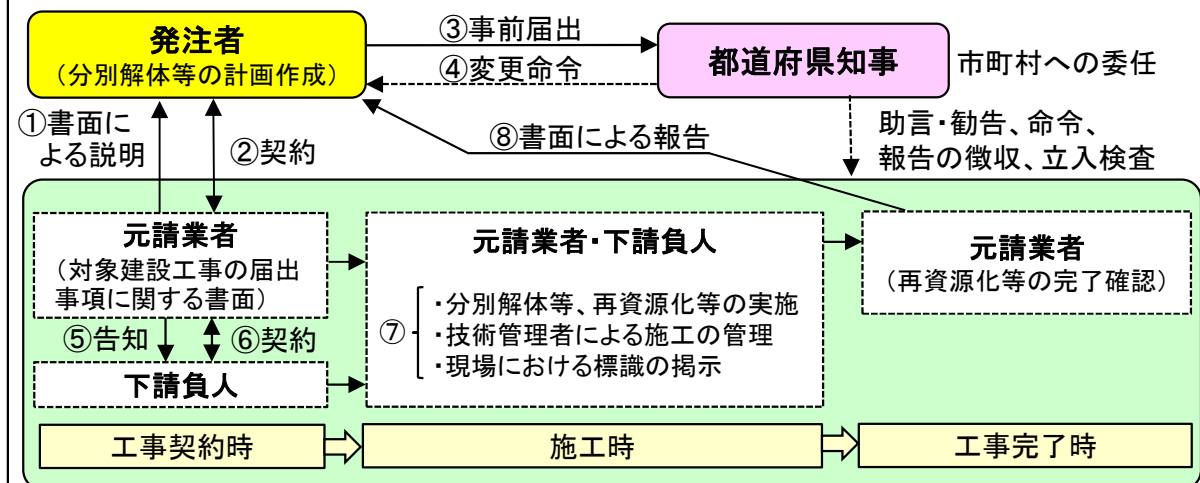
・資材又は原材料として利用できる状態にする行為もしくは燃焼による熱エネルギーを得ることに利用できる状態にする行為

## ■解体工事業の登録制度

- [対象] 請負金額500万円未満の解体工事のみを請け負う業者  
(建設業許可業者[土木、建築、解体工事]は登録不要)
- [登録権者] 都道府県知事 (登録有効期間5年間)
- [登録基準] 技術管理者\*の選任、欠格要件への非該当
- [営業義務] 工事現場への技術管理者の配置
- [監督処分] 6ヶ月以内の事業停止/登録取消

※技術管理者の要件は、実務経験と機械・土木・建築施工管理技士、解体工事施工技士などの有資格者

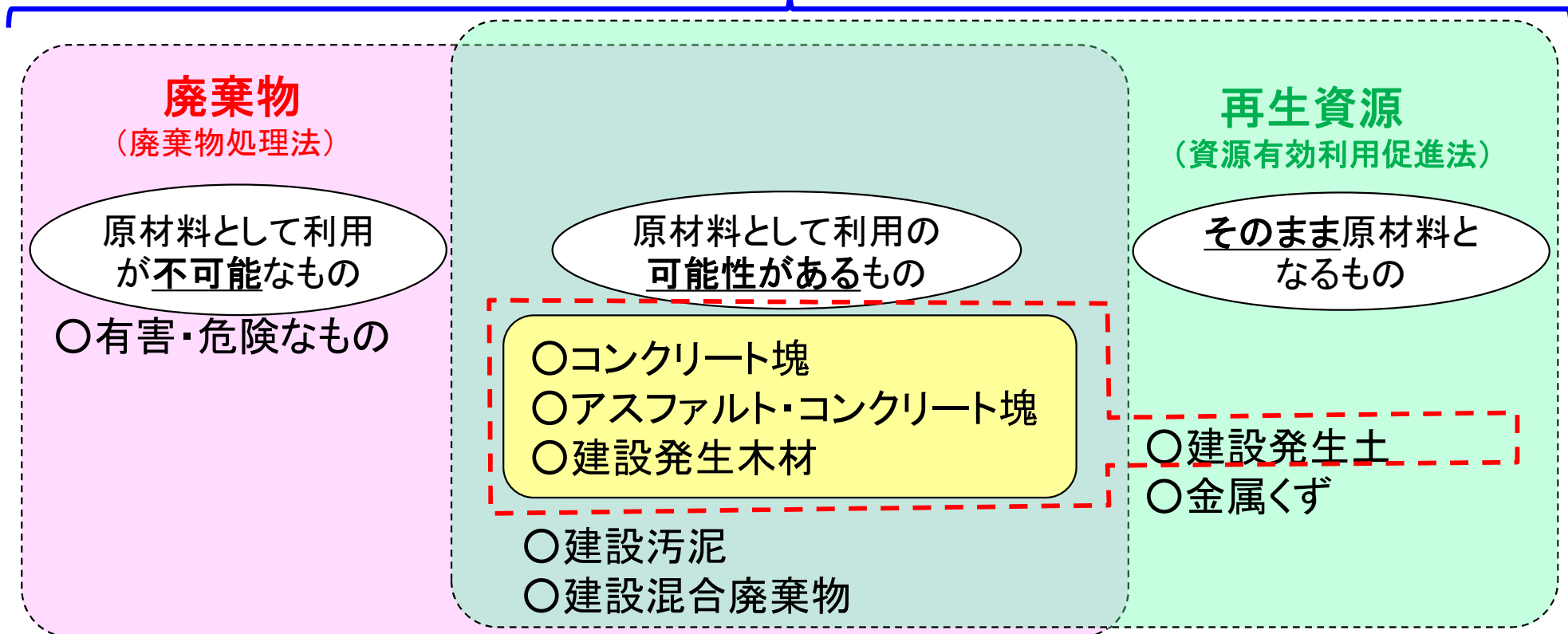
## ■分別解体等及び再資源化等の実施の流れ



# 建設副産物と再生資源、廃棄物との関係

- 建設副産物とは、建設工事に伴い副次的に得られる再生資源と廃棄物のこと。
- コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材は、建設リサイクル法によりリサイクルを義務付けられた特定建設資材。
- また、上記3品目に土砂を加えた4品目は、発生量が多く、再生資源の利用が現状において可能なものとして、資源有効利用促進法の指定副産物に指定。

## 建設副産物



○コンクリート塊  
○アスファルト・コンクリート塊  
○建設発生木材 : 建設リサイクル法により、リサイクル等が義務付け

# リサイクル原則化ルール

○国土交通省では、1991（H3）年度、リサイクル原則化ルールを制定し、国直轄工事において建設廃棄物の再生利用等を推進するとともに、地方公共団体や建設業団体等にも参考送付し、建設分野における建設リサイクルの取組を推進。

## リサイクル原則化ルール(H18.6)(抜粋)

国土交通省の発注する建設工事において、以下の運用を行うこととする。この場合、経済性にはかかわらず実施するものとする。

### (1) 建設副産物の工事現場からの搬出

#### 1) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の工事現場からの搬出

建設工事に伴い発生したコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、再資源化施設へ搬出する。

#### 2) 建設発生木材(伐木・除根材を含む)の工事現場からの搬出

建設工事に伴い発生した木材を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、原則として再資源化施設へ搬出する。

#### 3) 建設汚泥の工事現場からの搬出

建設工事に伴い発生した建設汚泥を工事現場から搬出する場合は、原則として以下の①～③のいずれかの方法をとる。

- ①建設汚泥処理土として再生利用させるため、他の建設工事現場に搬出する(搬出元の工事現場または搬出先の工事現場にて所要の品質を満たす建設汚泥処理土への改良が可能な場合に限る)
- ②他の建設工事にて建設汚泥処理土として再生利用させるため、再資源化施設に搬出する
- ③製品化させる(建設汚泥処理土以外の形で再生利用させる)ため、再資源化施設に搬出する

#### 4) 建設発生土の工事現場からの搬出

工事現場から建設発生土が発生する場合は、原則として、50kmの範囲内の他の建設工事現場へ搬出する

### (2) 再生資源の利用

#### 1) 再生骨材等の利用

工事現場から40kmの範囲内に再生骨材等を製造する再資源化施設がある場合、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、原則として、再生骨材等を利用する。

#### 2) 再生加熱アスファルト混合物の利用

工事現場から40kmおよび運搬時間1.5時間の範囲内に再生加熱アスファルト混合物を製造する再資源化施設がある場合、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、原則として、再生加熱アスファルト混合物を利用する。

#### 3) 建設発生土および建設汚泥処理土の利用

工事現場から50kmの範囲内に建設発生土または建設汚泥(建設汚泥が発生する工事現場または当該工事現場において所要の品質を満たす建設汚泥処理土への改良が可能な場合)を搬出する他の建設工事もしくは建設汚泥処理土を製造する再資源化施設がある場合、受入時期、土質等を考慮したうえで、原則として、建設発生土もしくは建設汚泥処理土を利用する。

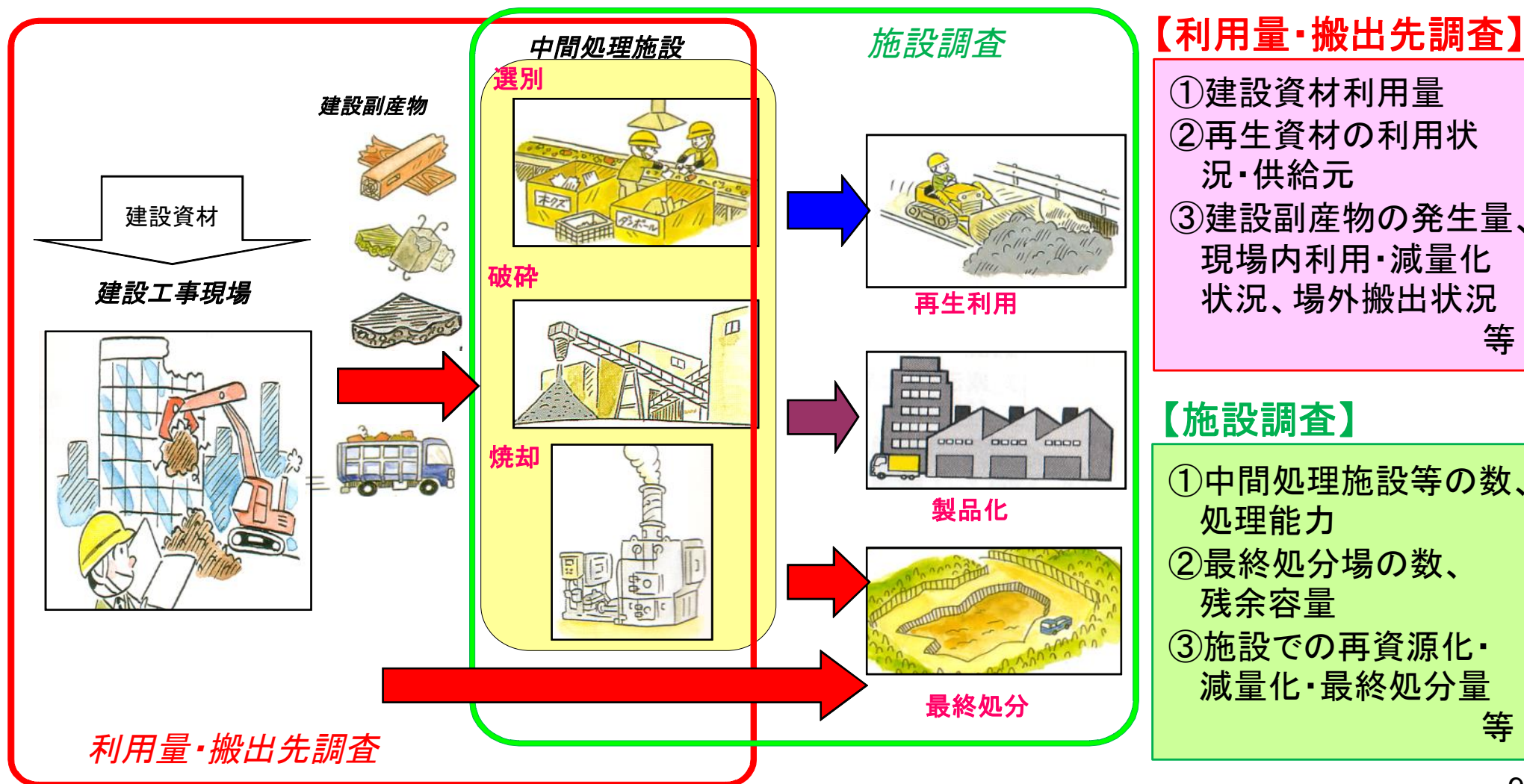
- 都道府県・政令指定都市のうち、約半数がリサイクル原則化ルールを適用しており、残りの約半数は独自のルールを策定して運用。(令和6年2月国土交通省調べ)



## 2. 建設副産物における再資源化率等の推移

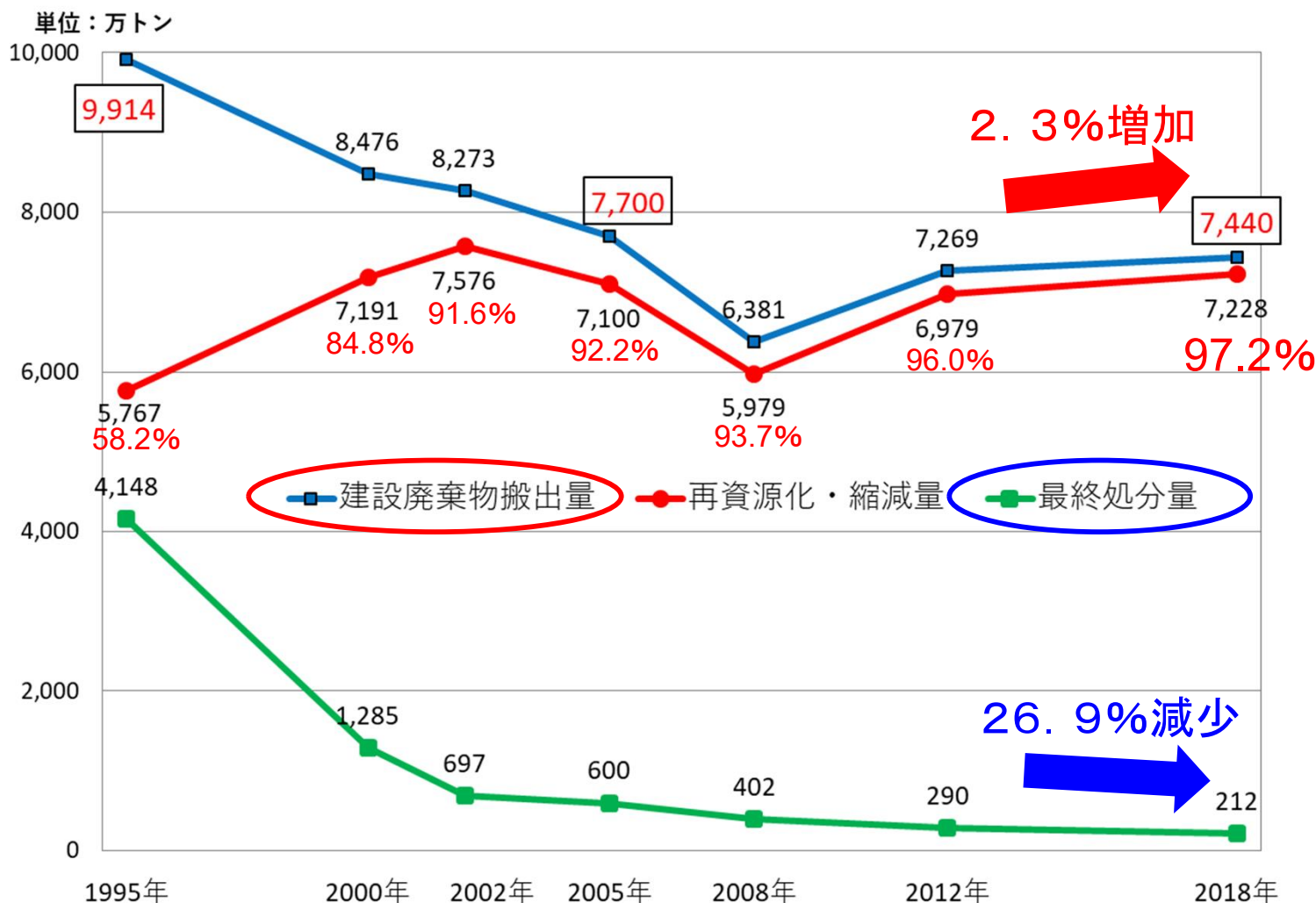
# 建設副産物実態調査の概要

- 全国の建設工事や再資源化施設等を対象に、建設副産物の発生量、再資源化状況及び最終処分量等の動向等を調査。
- 結果は、建設リサイクル施策の立案及び進捗評価等に活用。



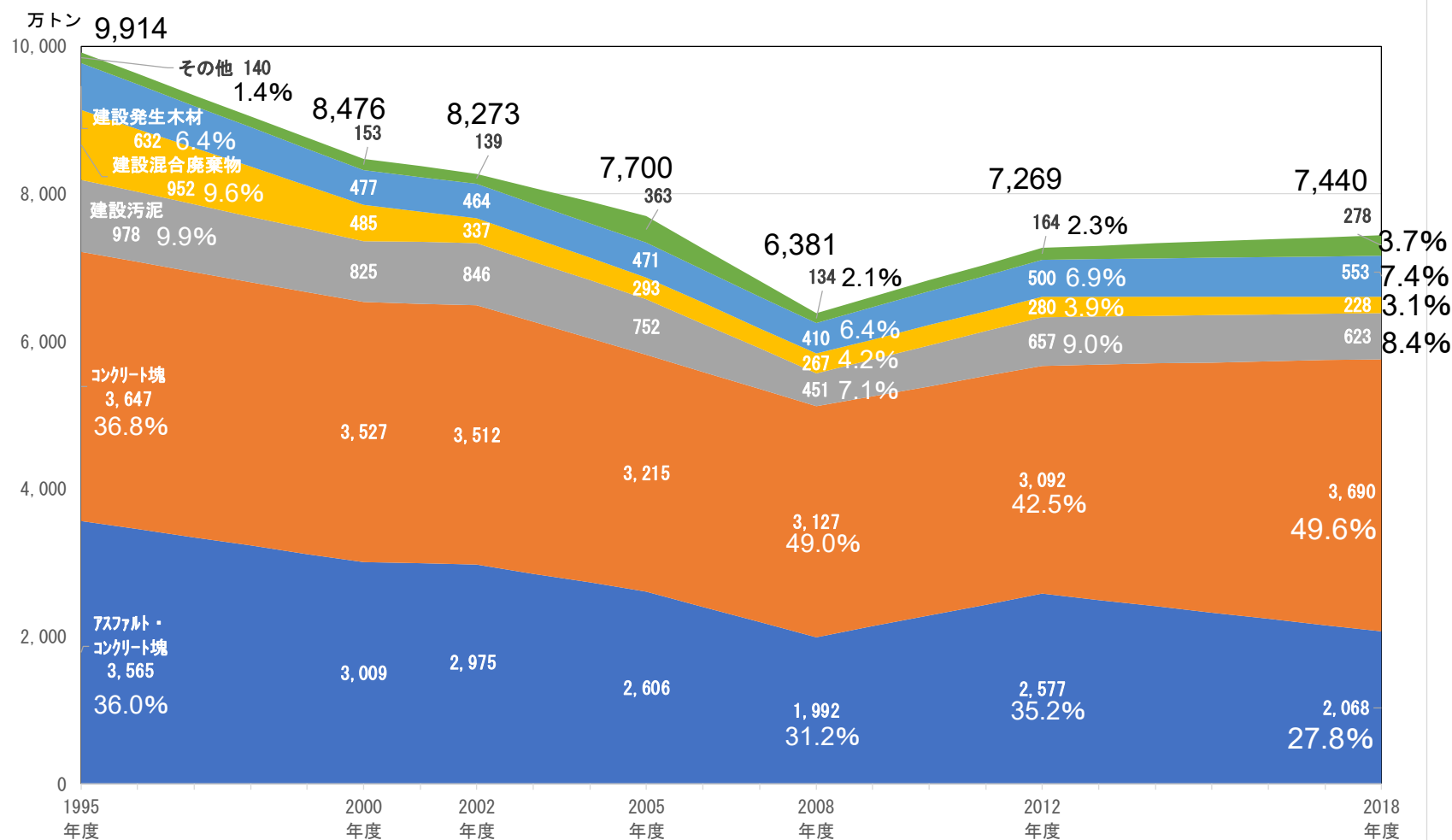
# 建設廃棄物の排出量、最終処分量の推移

- 建設副産物実態調査によると、1995（H7）年度の調査開始時に約9,914万トン排出されていた建設廃棄物は、2018（H30）年度は約7,440万トンまで減少。
- 最終処分量も約4,148万トンから約212万トンまで減少し、リサイクル率は97.2%。



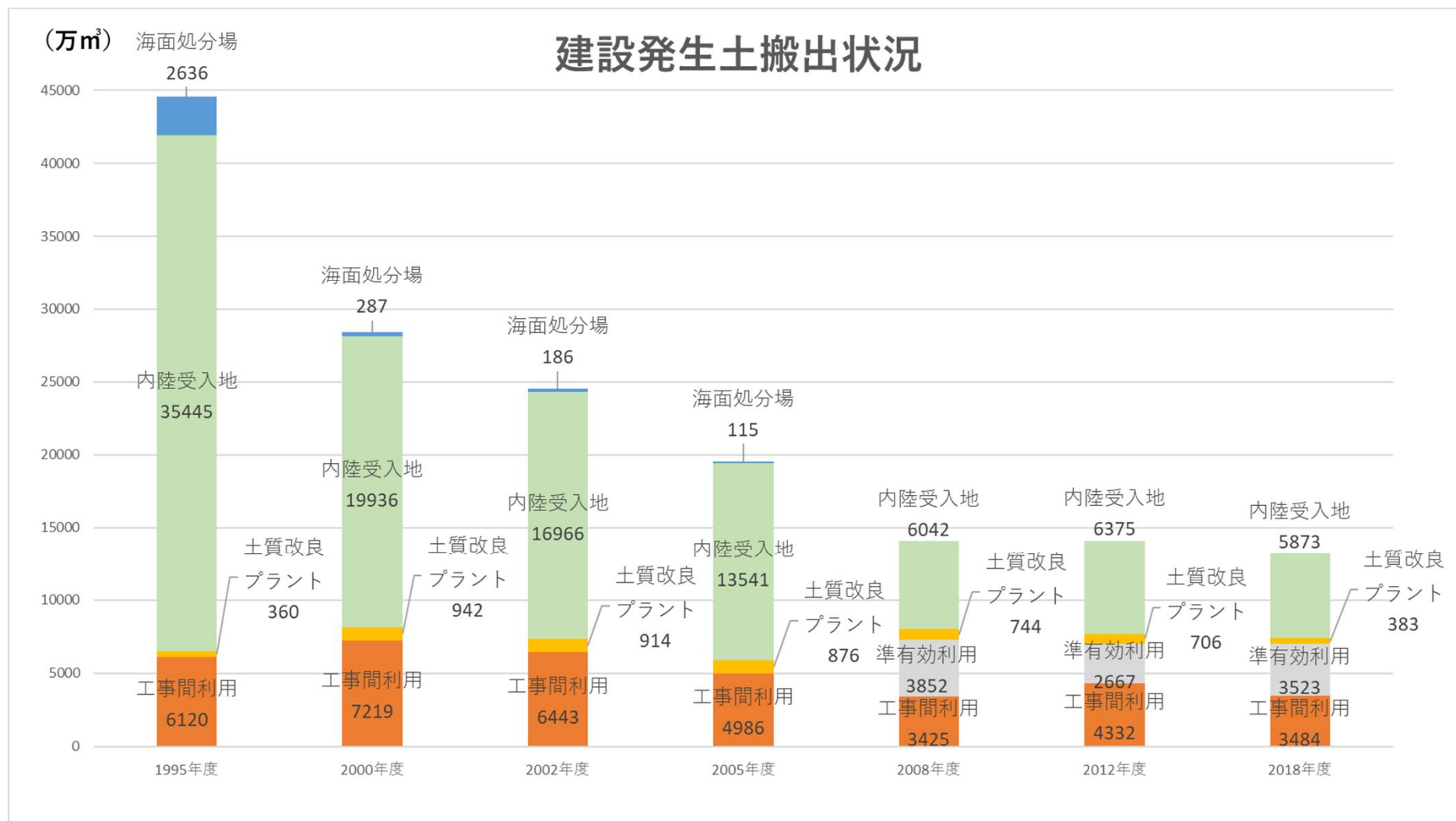
# 建設廃棄物の品目別の排出量の推移

- 建設廃棄物の排出量を品目別に見ると、コンクリート塊の排出量が増加する傾向にある一方、アスファルト・コンクリート塊の排出量は減少傾向。
- 近年、建設混合廃棄物の排出量は減少する一方、プラスチック類などその他の廃棄物の排出量は増加傾向。



# 建設発生土の場外搬出量の推移

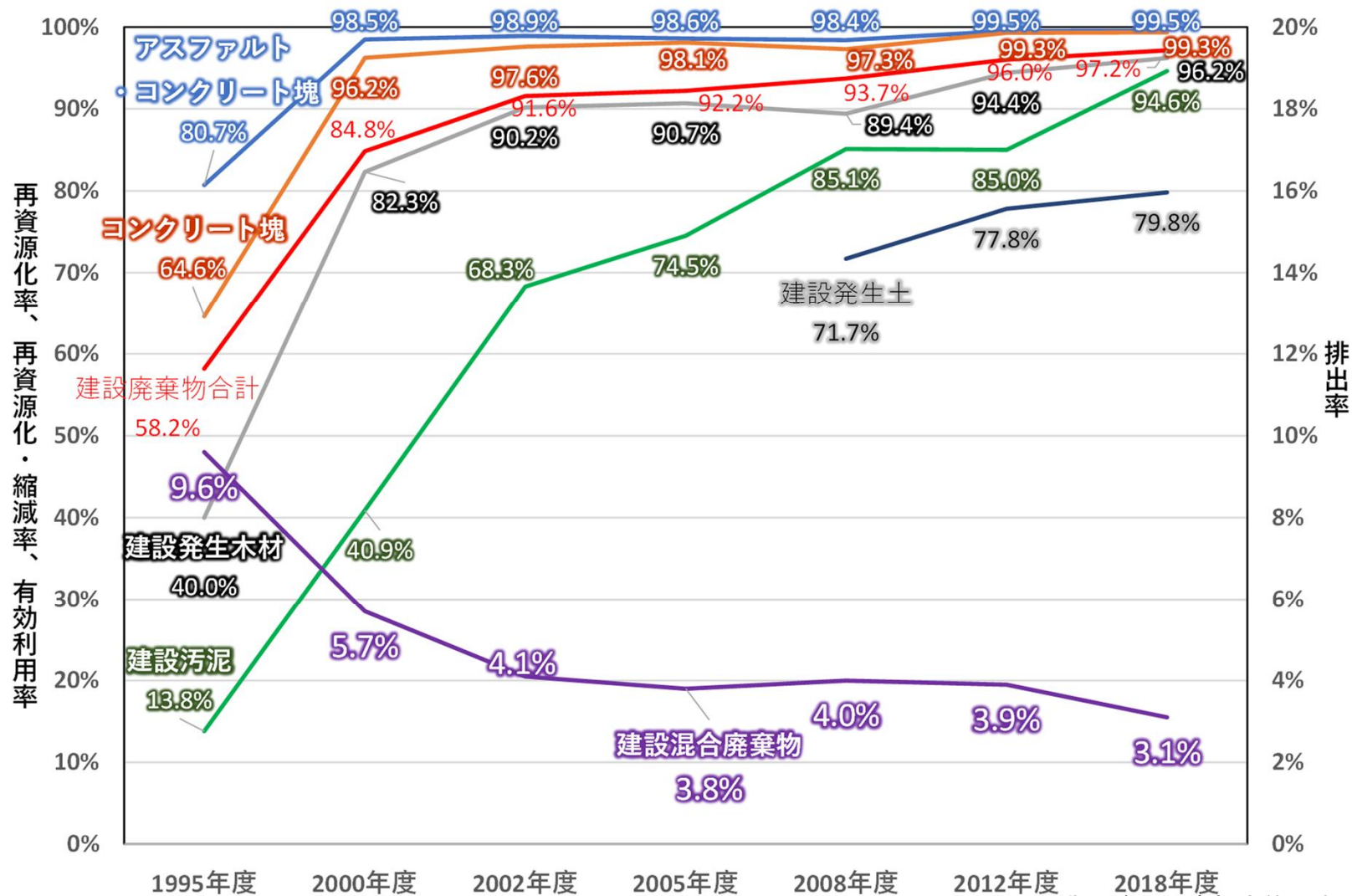
- 建設副産物実態調査によると、1995（H7）年度の調査開始時に約4.5億万 $m^3$ 排出されていた建設発生土は、2018（H30）年度は1.3億万 $m^3$ まで減少。
- そのうち、残土処分場などの内陸受入地での最終処分量は、約0.6億万 $m^3$ 。



出典：建設副産物実態調査（国土交通省）

# 建設副産物の品目別リサイクル率等の推移

- 建設副産物のリサイクル率等はいずれの品目も調査の回を追う毎に改善傾向。
- 建設廃棄物のリサイクル率は90%を超えているのに対して、建設発生土の有効利用率は80%を下回っており、土の有効利用は引き続きの課題。



# 建設廃棄物リサイクルのながれ

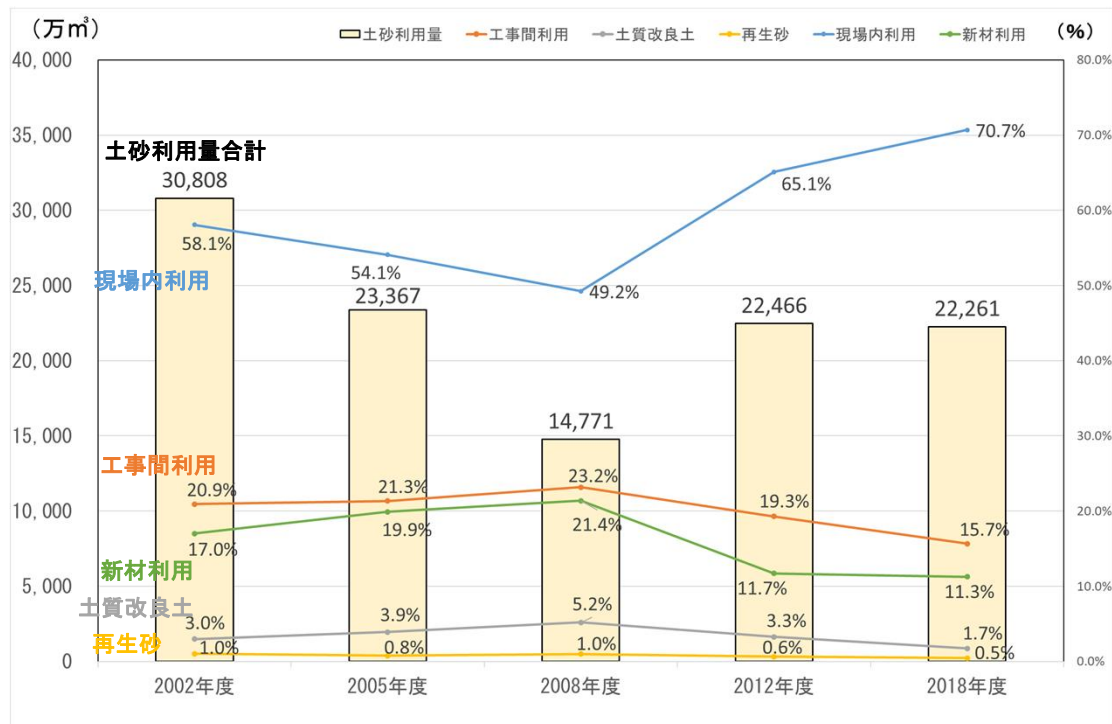
○建設廃棄物は、品目毎に様々な資材に再資源化されリサイクルされている。



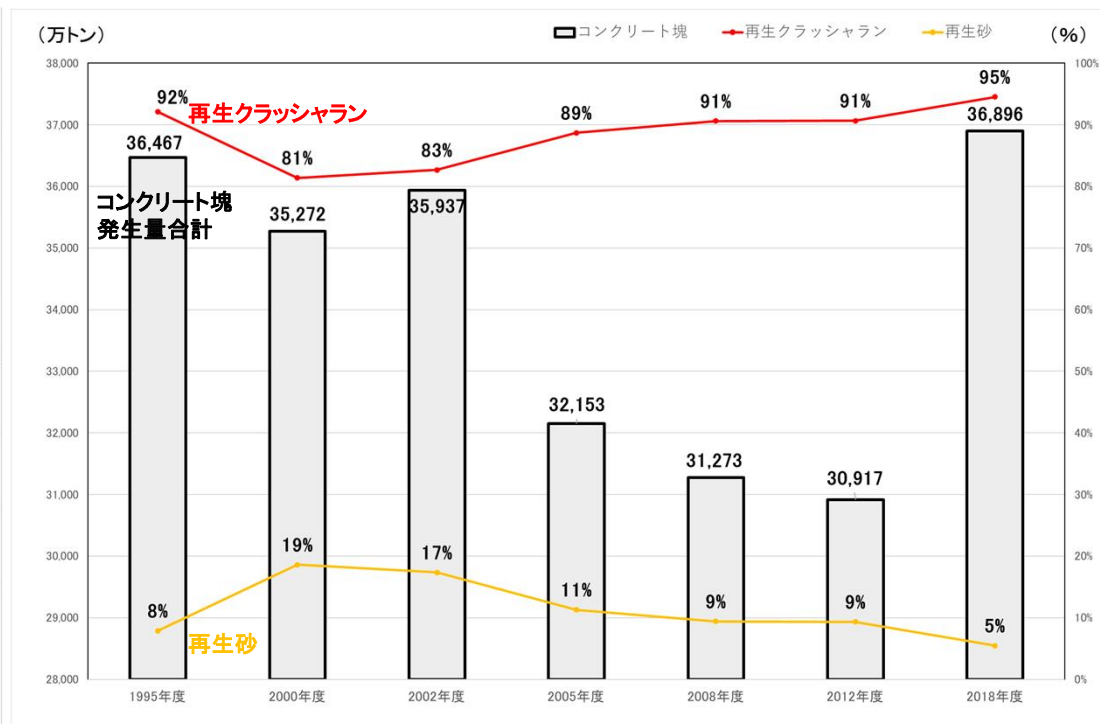
# リサイクル先の変化

- 建設発生土の利用量は近年、年間2億万m<sup>3</sup>前後で推移しているが、工事間利用や新材利用は減少傾向である一方、現場内利用の割合が増加。
- コンクリート塊については発生量の大部分が再生クラッシュランに再資源化。

## 土砂の利用量の変化



## コンクリート塊の再資源化の推移

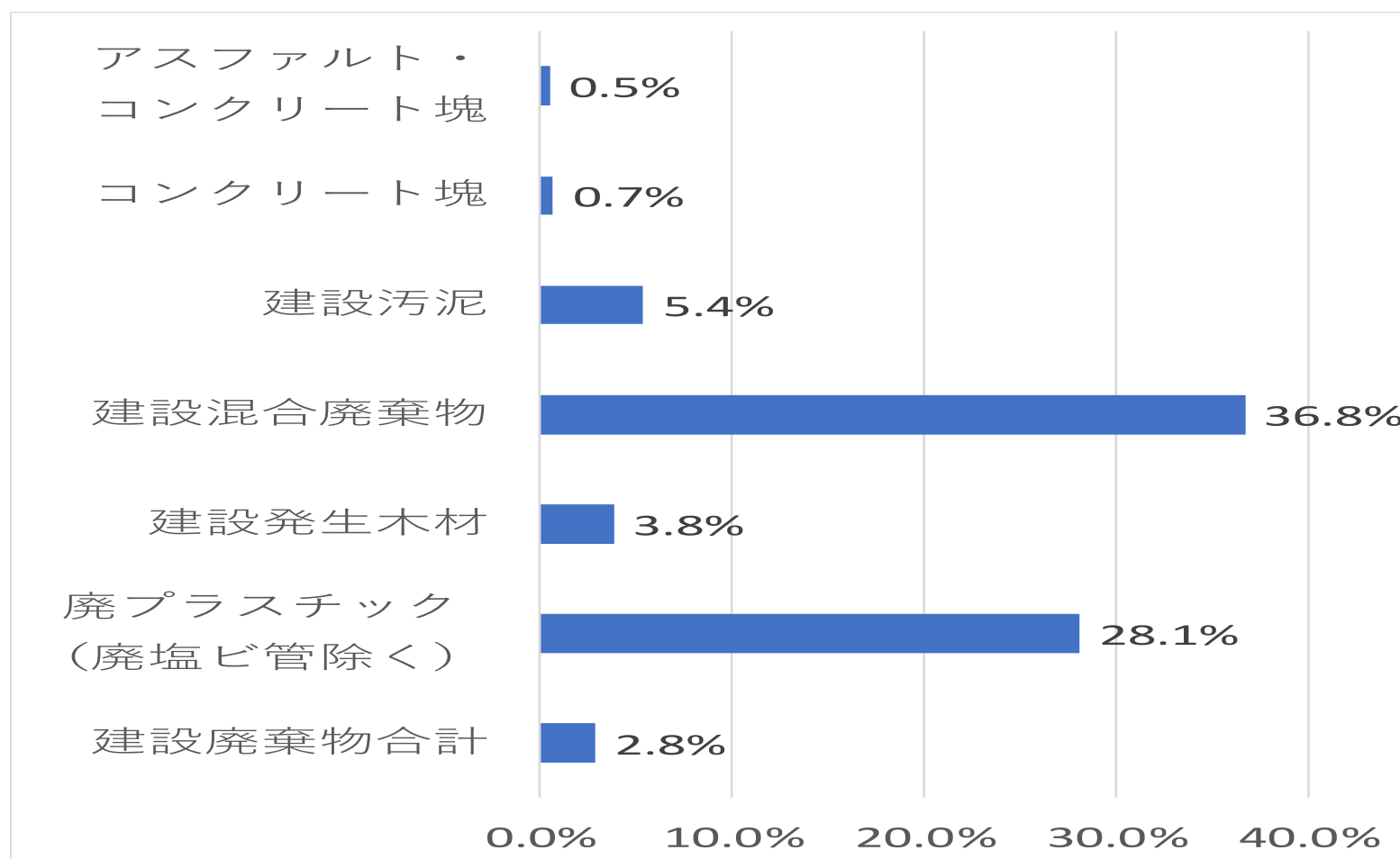




# 建設廃棄物(品目別)の最終処分率

○品目別に見ると、建設混合廃棄物・廃プラスチックは、最終処分される割合も依然として高い。

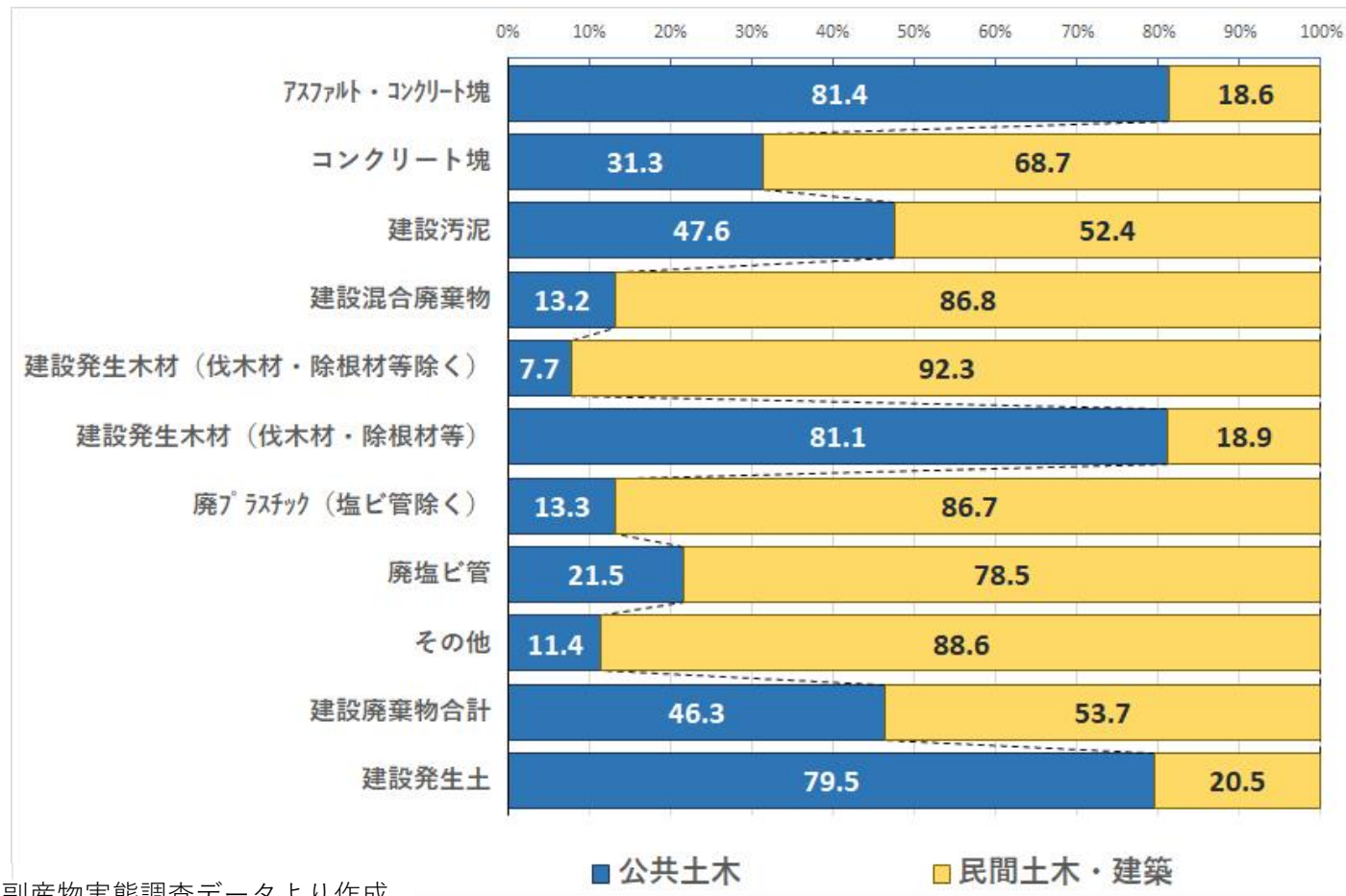
## 建設廃棄物(品目別)の最終処分率



# 建設副産物(品目別)の排出工事の割合

- 公共土木工事の排出比率が大幅に高いのは、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材（伐木材・除根材等）、建設発生土。
- それ以外の品目は、民間土木・建築工事の排出比率が高く、コンクリート塊や廃プラスチック、建設混合廃棄物では、民間企業での更なる取組の強化が課題。

## 建設副産物(品目別)の排出工事比率



### 3. 建設リサイクル推進計画

---

# 建設リサイクル推進計画の策定経緯

○建設リサイクル推進計画は、中長期的に取り組むべき建設副産物のリサイクルや適正処理等を推進するため、国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策をとりまとめた計画。

1997

【社会的背景】建設副産物の再資源化の低迷・最終処分量の逼迫・不法投棄量の増大

●建設リサイクル推進計画97 (1997策定、数値目標年度2000)

2002

【社会的背景】建設リサイクル法制定・グリーン購入法制定・循環型社会形成推進基本法制定

●建設リサイクル推進計画2002 (2002策定、数値目標年度2005)

2008

【社会的背景】21世紀環境立国戦略策定・循環型社会形成推進基本計画策定・リサイクルの質の観点の強化

●建設リサイクル推進計画2008 (2008策定、数値目標年度2012)

2014

【社会的背景】オリパラ関連工事の本格化、維持管理・更新時代に伴う建設副産物の発生量の増加

●建設リサイクル推進計画2014 (2014策定、数値目標年度2018)

2020

【社会的背景】建設業の生産性向上、i-Construction、国土交通省生産性向上プロジェクト、廃プラスチック問題、激甚化する台風等の豪雨災害 等

●建設リサイクル推進計画2020～「質」を重視するリサイクルへ～  
2020(R2)策定、数値目標年度2024

- 維持・安定期にある建設副産物のリサイクルについて、今後は「質」の向上が重要な視点
- 計画期間を10年とする一方、建設副産物の再資源化率等に関する2024年度達成基準値を設定し、今後5年間を目途に施策を実施し、適宜フォローアップを実施。

## 計画のポイント

- ・維持・安定期に入ってきた建設副産物のリサイクルについて、今後は「質」の向上が重要な視点
- ・建設副産物の再資源化率等に関する2024年度達成基準値を設定し、建設リサイクルを推進

## 計画の実施主体

- ・国土交通省、各地方建設副産物対策連絡協議会、建設副産物リサイクル広報推進会議 他

## 計画期間・目標

- ・計画期間：最大10年間。必要に応じて見直し。
- ・目標：2024年度を目標とし、今後5年間を目途に施策を実施。

- 建設リサイクル推進計画2020では建設リサイクル全般について、3つの主要課題を整理。
- それらの主要課題に対して、11の柱立ての元で29施策を展開し、建設リサイクルを推進。

## 主要課題(1) 建設副産物の高い再資源化率の維持等、循環型社会形成へのさらなる貢献

- |                         |       |   |
|-------------------------|-------|---|
| 1 再生資材の利用促進             | (3施策) | } |
| 2 優良な再資源化施設への搬出         | (2施策) |   |
| 3 建設混合廃棄物等の再資源化のための取り組み | (3施策) |   |
| 4 建設発生土の有効利用及び適正な取扱の促進  | (3施策) |   |

## 主要課題(2) 社会資本の維持管理・更新時代到来への配慮

- |                             |       |   |       |
|-----------------------------|-------|---|-------|
| 1 再生資材の利用促進【再掲】             |       | } | 計29施策 |
| 3 建設混合廃棄物等の再資源化のための取り組み【再掲】 |       |   |       |
| 5 社会情勢の変化を踏まえた排出抑制に向けた取り組み  | (5施策) |   |       |
| 6 再生クラッシュランの利用状況・物流等の把握     | (1施策) |   |       |
| 7 激甚化する災害への対応               | (1施策) |   |       |

## 主要課題(3) 建設リサイクル分野における生産性向上に資する対応等

- |                                    |       |   |
|------------------------------------|-------|---|
| 8 建設副産物のモニタリングの強化                  | (3施策) | } |
| 9 建設発生土の適正処理促進のためのトレーサビリティシステム等の活用 | (1施策) |   |
| 10 工法の強化                           | (4施策) |   |
| 11 新技術活用促進                         | (3施策) |   |

# 建設リサイクル推進計画2020における主要課題①

## (1) 建設副産物の高い再資源化率の維持等、循環型社会形成へのさらなる貢献

- 建設副産物の高い再資源化率及び循環型社会形成へさらに貢献していくため、4つの柱立てで取組を実施。
- 今後は利用側の指標を検討し、リサイクルの「質」を向上させるための取り組みの実施が必要。

### 取り組むべき施策

#### 1 再生資材の利用促進

- 再生資材の利用状況に関する新たな指標の検討  
再生資材の利用状況を表す新たな指標について導入検討を行う。
- グリーン調達による再生資材の利用推進  
グリーン調達に基づき、建設工事での有効利用を引き続き促進する。
- 再生資材の品質基準及び保証方法の確立  
資材利用にかかわる関係者に対して、再生資材の品質基準やその保証方法の確立を働きかける。

#### 3 建設混合廃棄物等の再資源化のための取り組み

- 建設混合廃棄物の現場分別の徹底  
建設混合廃棄物の排出削減を促進するため、民間企業も含めた受発注者に対して分別可能な混入物の現場分別の徹底を要請する。
- 廃石膏ボードの再生利用の促進  
廃石膏ボードの現場分別を徹底し再生施設の利用促進を図る。  
再生石膏粉の有効利用に向けて、廃石膏ボードリサイクルの取り組みについて実施状況等を把握し情報共有を図る。
- 廃プラスチックの分別・リサイクルの促進  
廃プラスチックのデータ等の収集・分析を実施する。  
産業廃棄物処理業者と民間企業との連携を促進する。

#### 2 優良な再資源化施設への搬出

- 再資源化・縮減率の高い優良施設への搬出促進  
建設混合廃棄物や建設汚泥の再資源化・縮減率等が高いなど優良と考えられる再資源化施設への搬出を推進する。
- 再資源化施設への搬出徹底  
建設混合廃棄物、建設汚泥の再資源化施設への搬出を促進するため、民間企業も含めた受発注者に対して再資源化施設への搬出徹底を要請する。

#### 4 建設発生土の有効利用及び適正な取扱の促進

- 建設発生土の需給動向の把握  
事業発注前より工事間利用等の調整を行う。建設発生土に係る情報交換システムを活用し、建設発生土の搬出、搬入についてシステムへのデータ登録及び情報管理の徹底を行う。
- 官民有効利用マッチングシステムの利用  
建設発生土の官民有効利用マッチングシステムへの、民間企業も含めた受発注者の参画を一層働きかける。
- 建設発生土の不適切な取扱いへの対応  
建設発生土の処理等に関する情報の把握・共有を図る。  
工事発注に際して具体の搬出先を発注者が指定する指定処分の拡大に努める。

## (2) 社会資本の維持管理・更新時代到来への配慮

- 維持管理・更新時代の到来等を踏まえ、良質な社会資本を整備し、中長期的な観点から排出抑制、再資源化施策に資する対策の実施が必要。
- また、近年激甚化し、頻発している災害への対応についても考えていくことが必要。

### 取り組むべき施策

#### 1 再生資材の利用促進【再掲】

#### 5 社会情勢の変化を踏まえた排出抑制に向けた取り組み

- 建設リサイクルガイドラインの改定  
事業の計画・設計段階において建設副産物の発生抑制に資する対策を具体的に検討出来るよう、建設リサイクルガイドラインの改定を検討。
- リサイクル原則化ルール of 改定  
現行のリサイクル原則化ルールについて、距離制限や搬出先となる再資源化施設の指定等の観点から改定を検討。
- 社会資本の戦略的な維持管理・更新の推進  
「予防保全」への取り組みを進める。新技術の開発・導入等を促進することにより、社会資本の戦略的な維持管理・更新を推進。
- 住宅の長寿命化及び建築物等に係る履歴情報の整備の推進  
住宅の長寿命化を推進し、長期優良住宅の普及を図る。建築物等の履歴情報の整備を引き続き促進し、効率的な維持管理等に資する。
- 官庁施設の長寿命化に向けた取り組み  
官庁営繕事業において長寿命化改修を推進するなど、既存官庁施設の有効活用を図る。  
官庁施設情報管理システムの活用等による官庁施設の適正な保全を推進。

#### 3 建設混合廃棄物等の再資源化のための取り組み【再掲】

#### 6 再生クラッシュランの利用状況・物流等の把握

- 再生クラッシュランの利用状況・物流等の把握  
一部の地域で滞留が懸念される再生クラッシュラン及びクラッシュラン（新材）の利用状況や物流等を把握し、必要に応じて利用促進を図る。

#### 7 激甚化する災害への対応

- 災害発生時における廃棄物のリサイクルの推進  
災害時に発生する土砂等について、災害発生後速やかに、各地方の協議会事務局が中心となり、協議会構成機関等と調整を行い、廃棄物について適切な再資源化・縮減及び再生資材の利活用を可能な限り行う。  
平時より、災害発生時における廃棄物の対応方法について検討し、協議会構成機関等と情報共有を行う。



## (3) 建設リサイクル分野における生産性向上に資する対応等

- ICT技術の活用等によるモニタリングや建設副産物に係るトレーサビリティの強化により効率的な状況把握を実施し、建設リサイクル分野の生産性向上を目指す。
- 建設業関係者に、建設リサイクルに係る取組の積極的な広報を展開していく。

### 取り組むべき施策

#### 8 建設副産物のモニタリングの強化

- 建設副産物に係る情報交換システムと電子マニフェストの連携  
建設副産物に係る情報交換システムの改善、再生資源利用計画書・実施書及びマニフェスト届出情報の活用により、毎年の建設副産物物流のモニタリングを実施。
- 建設副産物に係る情報交換システムの改善  
建設副産物に係る情報交換システムの改善を促進し、モニタリングを強化。
- 電子マニフェストの普及

#### 10 広報の強化

- 建設廃棄物再生資材の有効利用に関する取り組み  
建設汚泥、再生クラッシュランの官民における利用等を促進するため、先進的な利用事例やその品質確保方法を収集し、広く周知する。
- 建設発生土の有効利用に関する取り組み  
建設発生土の官民有効利用マッチングシステム及びシステムの利用事例を広く周知する。自然由来の重金属等を含む土砂等の取り扱い、評価手法について普及促進を図る。
- 解体工事等における適正な現場分別、分別解体のための取り組み
- 関係者と連携した取り組み

#### 9 建設発生土の適正処理促進のためのトレーサビリティシステム等の活用

- 建設発生土のトレーサビリティシステム等の活用  
ICT技術を活用し、発生元から搬出先までの経路を正確に把握するトレーサビリティシステムの導入等について試行を行う。

#### 11 新技術活用促進

- 建設発生木材のカスケード利用の促進
- NETISの活用  
NETISの活用を通じ、再生資材に関する技術等の建設リサイクル分野における新技術の活用を促進することにより、民間事業者等による技術開発の促進を図る。
- 試験研究に対する取り組み

# 建設リサイクル推進計画2020の達成基準値

○建設廃棄物の再資源化率等は高い率が維持されており、引き続き、再資源化率等の維持を目指す。

品目	指標	2018 目標値	2018 実績値	2024 達成基準
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.5%	99%以上
コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.3%	99%以上
建設発生木材	再資源化・縮減率	95%以上	96.2%	97%以上
建設汚泥	再資源化・縮減率	90%以上	94.6%	95%以上
建設混合廃棄物	排出率※1	3.5%以下	3.1%	3.0%以下
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	96%以上	97.2%	98%以上
建設発生土	有効利用率※2	80%以上	79.8%	80%以上
(参考値) 建設混合廃棄物	再資源化・縮減率	60%以上	63.2%	—

※1: 全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合

※2: 建設発生土発生量に対する、現場内利用、工事間利用等及び適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の割合

## フォローアップ

- 2～3年毎に、中間フォローアップを実施。
- 直近10年での再資源化率や建設副産物に係る情報交換システムを用いた簡易調査の結果等の状況を踏まえ、重点的にフォローアップする項目を選別。
- 中間フォローアップの結果や社会情勢の変化に鑑み、推進計画の期間や方向性、実施すべき施策について、必要に応じて計画を一部見直し、大幅に見直す必要がある場合は次期推進計画を策定。